

令和元年 9 月 2 6 日

令和元年度第 6 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和元年度第6回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市立幼稚園副食費徴収規則の制定について
- 第2号 「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」の一部改定について
- 第3号 松本市登録文化財の登録について

[報告]

- 第1号 令和元年松本市議会9月定例会の結果について
- 第2号 第40回姫路市・松本市中学生交歓キャンプの実施結果について
- 第3号 子ども参観日の実施結果について
- 第4号 松本市文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正について
- 第5号 旧開智学校校舎国宝指定記念式典の開催について

[周知事項]

- 1 第60回松本市芸術文化祭及び第63回お城まつりの開催について
- 2 第25回図書館まつりの開催について
- 3 松本市立博物館分館の企画展の開催について

[その他]

議案第 1 号

松本市立幼稚園副食費徴収規則の制定について

1 趣旨

令和2年4月から幼稚園副食費（食材料費）を公会計化するにあたり、松本市立幼稚園副食費徴収規則を制定することについて協議するものです。

2 公会計化の背景

現行はP T Aの私会計で幼稚園副食費を取り扱っていますが、幼児教育・保育無償化に伴う副食費免除制度の創設や、副食費の透明性・安定性の確保、安定した供給を行うため、公会計化するものです。

3 松本市立幼稚園副食費徴収規則（案）

別添のとおり

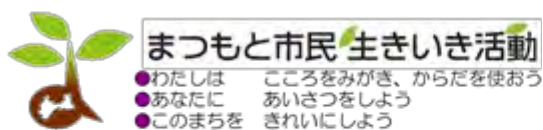
4 今後の進め方

本規則制定後、こども部保育課において、必要な準備を進めます。

5 施行期日

令和2年4月1日

担当 教育政策課
課長 小林 伸一
電話 33-3980



松本市教育委員会規則第 号

松本市立幼稚園副食費徴収規則を次のように定める。

令和元年 月 日

松本市教育委員会

松本市立幼稚園副食費徴収規則

(目的)

第1条 この規則は、松本市立幼稚園条例（昭和39年条例第39号。以下「幼稚園条例」という。）に基づき設置する幼稚園（以下「幼稚園」という。）における食事の提供に関わる食材料費（以下「副食費」という。）の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例により、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入園児童 幼稚園条例第4条の規定により幼稚園に入園する児童をいう。
- (2) 扶養義務者 民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。

(副食費の額)

第3条 副食費の額は、入園児童1人につき月額3,000円とする（松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第128号）第13条第4項第3号アからウまでの規定により副食費の免除の適用を受ける入園児童を除く。）。

2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に、当該各号の規定により副食費の額を減免することができる。

- (1) 幼稚園条例第8条第1号に掲げる特別の事情により食事の提供を受けなかった場合若しくは感染症又は悪質な病気にかかったために幼稚園を6日以上連続して休園した場合（食事の提供を行わない日を除く。）前項に掲げる額に15分の1を乗じて得た額（以下「1日当たり副食費」という。）に、当該事情によって食事の提供を受けなかった日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）を減免する。
- (2) 全月にわたり休園した場合 前項に掲げる額の全額を減免する。
- (3) 月の途中において本市に転入し、又は本市から転出する場合 1日当たり副食費に、当該月において食事の提供を受けなかった日数（転入にあつては転入日以前の日数、転出にあつては転出日以後の日数）を乗じて得た額を減免する。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合 市長が別に定める額を減免する。

3 前項の減免を受けようとする者は、同項各号に掲げる事由の生じた日が属する月（同項第1号に掲げる事由について、当該事由が複数の月にまたがって生じた場合にあっては、当該事由の終期が属する月）の翌月15日までに、松本市立幼稚園副食費減免申請書（様式第1号）によって市長に減免を申請しなければならない。

(副食費の徴収)

第4条 市長は、入園児童に食事の提供を実施したときは、当該食事の提供を受けた入園児童に係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）から前条の副食費の額を徴収するものとする。

(副食費の納付)

第5条 教育・保育給付認定保護者等は、第3条の副食費の額を食事の提供を受けた日の属する月の末日までに市へ納付しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による副食費の徴収に関する手続きその他必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

松本市立幼稚園副食費減免申請書		
年 月 日		
(宛先) 松本市長		
松本市立幼稚園副食費徴収規則第 3 条第 3 項の規定により、幼稚園副食費の減免を受けたいので、次のとおり申請します。		
減免の決定を受けた後において、その理由が消滅したときは、直ちに申告します。		
申請者	住所	電話 () —
	氏名	印
申請に係る児童	利用する施設名	
	児童氏名	申請者との続柄 ()
	生年月日	年 月 日生
減免対象期間		年 月 日 ～ 年 月 日
上記期間のうち、減免に係る給食の提供を受けなかった日数		日
申請理由		

※ 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

議案第 2 号

「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」の一部改定について

1 趣旨

「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」の一部を改定するものです。

2 改定内容

(1) 「重大ないじめが起こった時の取組み」を「重大事態が起こった時の取組み」に変更し、それに伴う説明を修正します。・・・・・・資料 1

(2) 対応のフローチャートを修正します。・・・・・・資料 2

3 改定（案）

資料 2 のとおり（現行の方針は資料 1）

4 今後の予定等

(1) 9 月 19 日に開催する第 1 回「松本市いじめ問題対策調査委員会」にて、方針の修正について説明しました。

(2) 9 月教育委員会で承認後、改定版を施行します。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397

Ⅳ 重大ないじめが起こった時の取組み

次に規定する事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応します。（P 23「6 重大ないじめが起こった時の対応手順」を参照）

いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する。

市教育委員会が規定する事態

- 3 事案の解決に向けた対応が長期化または複雑化した案件で、関係者のみでは解決が困難であると認めるとき。

※ 上記1から3については、児童生徒、保護者、学校関係者、教育委員会など、すべてのものが主体となります。

1 重大事態の発生

(1) 事案の情報収集・記録

重大事態が発生した場合、学校は、いじめ防止等のための組織が学校危機管理マニュアルを参考に、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を図ります。

(2) 市教育委員会への報告

学校は、いじめ防止法第30条第1項に基づき、事実確認の結果を速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告します。

2 調査

(1) 調査の主体の判断

市長は総合教育会議※を招集し、学校及び市教育委員会の対応の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒保護者の訴えなどを踏まえて今後の対応を協議し、この協議を踏まえて、調査の主体を判断します。

学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合は、市教育委員会が調査の主体となります。

※ 総合教育会議：市長及び教育委員会により構成され、市長が招集する会議。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項に「児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は

まさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等の緊急の場合に構すべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこと」と規定されている。

(2) 調査組織

ア 市及び市教育委員会による調査

市教育委員会が調査の主体となる場合は「松本市いじめ問題対策調査委員会」が調査組織となります。

イ 学校による調査

(ア) 学校が調査の主体となる場合は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家等を加えます。市教育委員会は、調査を実施する学校に対して、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。

(イ) 従前の経緯や事案の特性を鑑みて必要と判断される場合及びいじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、学校の調査に並行して、総合教育会議による調査を実施することもあります。

(3) 調査の実施

ア 調査は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することを目的に行います。

イ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聞き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、かつ網羅的に明確にします。学校は「いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか」、「いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「教職員はどのように対応してきたか」などの事実をしっかり向き合い、調査組織による調査に全面的に協力します。

ウ 万が一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景を調査します。背景の調査については、「国の基本方針」の「自殺の背景調査における留意事項」を十分配慮し、「子どもの自殺が起きた時の調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時かつ適切な方法で報告します。その際、いじめを受けた児童生徒及び保護者と定期的に連絡を取り、調査の経過や見通しを知らせるよう留意します。

イ 情報の提供や調査結果の報告にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報の保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。

ウ 調査組織は、調査結果を速やかに総合教育会議に報告します。その際、調査組織が調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出し、いじめを受けた児童生徒

又はその保護者が希望した場合は、それを調査結果の報告に添えることとします。

3 支援

総合教育会議は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等について協議し、市教育委員会は積極的に学校及び児童生徒を支援します。

4 再調査

市長は、法第28条第1項に基づく調査結果の報告を受けて、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の防止のため、必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき附属機関を設けて調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

再調査組織は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。

5 再調査の報告を踏まえた対応

(1) 市議会への報告

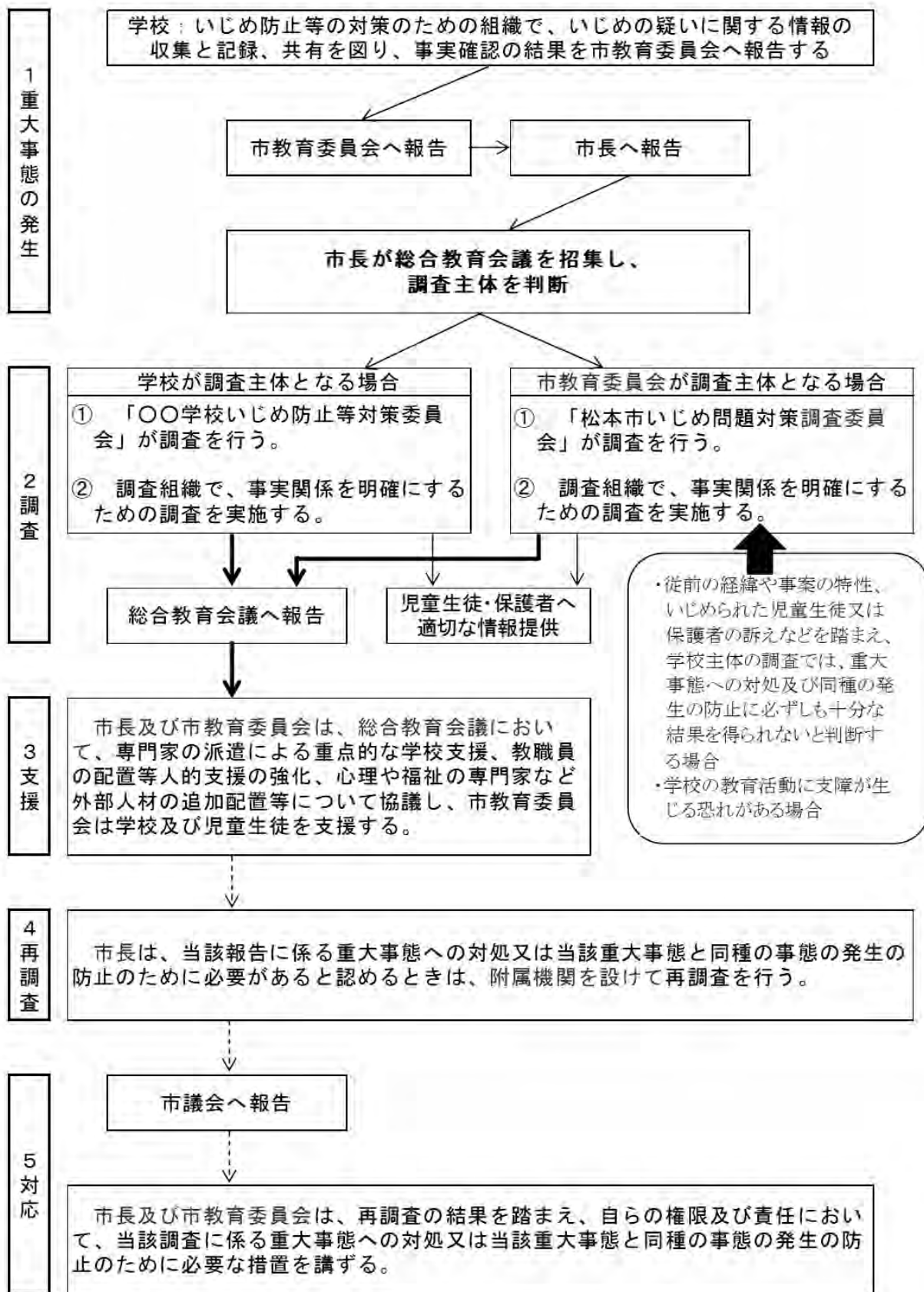
いじめ防止法第30条第3項に基づく再調査を行ったときは、その結果を市議会に報告します。

(2) 措置等

市長及び市教育委員会は、いじめ防止法第30条第5項に基づき、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

「必要な措置」とは、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

6 重大ないじめが起こった時の対応手順



IV 重大事態が起こった時の取組み

この指針については、いじめ防止が主たる目的ですが、重大事態が発生した当初はその原因が特定されていないことが多いため、まずはいじめに限定しない重大事態として取り扱うこととします。調査を進める中で、重大事態の原因がいじめに起因するものであると疑われた場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応します。（P 23「6 重大ないじめが起こった時の対応手順」を参照）

※重大事態とは

重大事態

松本市立小中学校に在籍する児童生徒及び関係者の生命、心身又は財産に重大な被害が及ぶ事態が起こったとき。

(1) いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する。

(2) その他の事態

事案の解決に向けた対応が長期化または複雑化した案件で、関係者のみでは解決が困難であると認めるとき。

※ 上記については、児童生徒、保護者、教職員などの学校関係者が対象となります。

1 重大事態の発生

(1) 事案の情報収集・記録

重大事態が発生した場合、学校は、学校危機管理マニュアルを参考に、事態に関する情報の収集と記録、共有を図ります。

(2) 市教育委員会への報告

学校は、事実確認の結果を速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告します。

2 調査

(1) 調査の主体の判断

市長は必要があると判断した場合には、総合教育会議※を招集し、学校及び市教育委員会の対応の経緯や事案の特性、いじめであった場合には、いじめられた児童

生徒保護者の訴えなどを踏まえて今後の対応を協議し、この協議を踏まえて、調査の主体を判断します。

学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合は、市教育委員会が調査の主体となります。

※ 総合教育会議：市長及び教育委員会により構成され、市長が招集する会議。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項に「児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に構すべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこと」と規定されている。

(2) 調査組織

ア 市及び市教育委員会による調査

市教育委員会が調査の主体となる場合は「松本市いじめ問題対策調査委員会」が調査組織となります。

イ 学校による調査

(ア) 学校が調査の主体となる場合は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家等を加えます。市教育委員会は、調査を実施する学校に対して、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。

(イ) 従前の経緯や事案の特性を鑑みて必要と判断される場合及びいじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、学校の調査に並行して、市教育委員会による調査を実施することもあります。

(3) 調査の実施

ア 調査は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することを目的に行います。

イ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聞き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、かつ網羅的に明確にします。学校は「いじめ行為があったか」、「いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか」、「いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「教職員はどのように対応してきたか」などの事実をしっかり向き合い、調査組織による調査に全面的に協力します。

ウ 万が一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景を調査します。背景の調査については、「国の基本方針」の「自殺の背景調査における留意事項」を十分配慮し、「子どもの自殺が起きた時の調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ア 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時かつ適切な方法で報告します。その際、いじめを受けた児童生徒及び保護者と定期的に連絡を取り、調査の経過や見通しを知らせるよう留意します。
- イ 情報の提供や調査結果の報告にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報の保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。
- ウ 調査組織は、調査結果を速やかに総合教育会議に報告します。その際、調査組織が調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望した場合は、それを調査結果の報告に添え、提供することができるものとします。

3 支援

総合教育会議は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等について協議し、市教育委員会は積極的に学校及び児童生徒を支援します。

4 再調査

市長は、法第28条第1項に基づく調査結果の報告を受けて、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の防止のため、必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき附属機関を設けて調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

再調査組織は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。

5 再調査の報告を踏まえた対応

(1) 市議会への報告

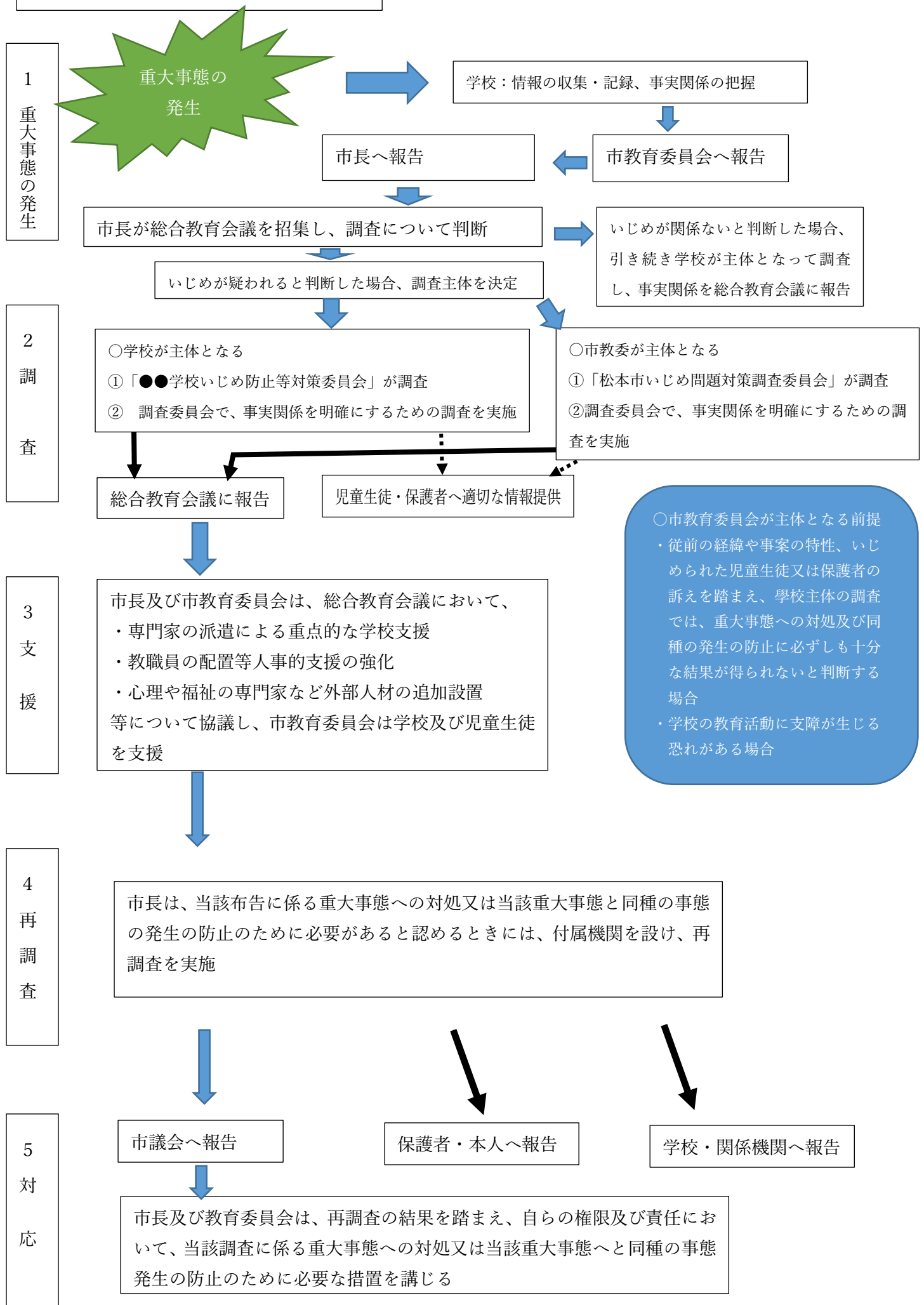
いじめ防止法第30条第3項に基づく再調査を行ったときは、その結果を市議会に報告します。

(2) 措置等

市長及び市教育委員会は、いじめ防止法第30条第5項に基づき、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

「必要な措置」とは、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

6 重大事態が起こった時の対応手順



教育委員会資料
元. 9. 26
文化財課

議案第 3 号

松本市登録文化財の登録について

1 趣旨

松本市文化財審議委員会から答申のあった下記物件について、松本市文化財保護条例に基づき松本市登録文化財の登録を行うものです。

2 登録する文化財

(1) 名称・区分・所在地等

名 称	区 分	所 在 地
旧デリー（壺の蔵）	登録文化財（建造物）	松本中央 2 丁目 4 7 6－6

(2) 登録理由

別紙答申物件概要書のとおり

(3) 適用条文

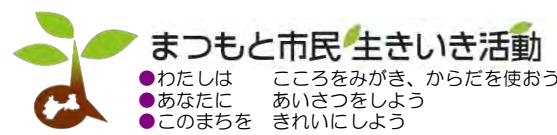
松本市文化財保護条例第 6 条、同条例施行規則第 4 条第 1 項

3 答申書（写）

別紙のとおり

令和元年 9 月 1 7 日開催の、令和元年度第 2 回松本市文化財審議委員会において答申があったものです。

担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	3 4－3 2 9 2



松本市登録文化財答申物件概要書

- 1 名 称 旧デリー（壺の蔵）
- 2 所 在 地 松本市中央2丁目476-6
- 3 所 有 者 田中 彰夫
- 4 物件の概要
 - (1) 員 数 1棟
 - (2) 年 代 明治40年
 - (3) 構造・形式等 木造2階建 寄棟造 桟瓦葺 建築面積 47.61㎡
 - (4) 内 容

本物件は、松本城下町の中町通りの西側に位置する。中町通り及び中町通りから北側の四柱神社に向かう小路に面しており、中町通りに南面し、小路に東面する。

現在の建物は、当初の建物の南半分に相当する部分で、北半分は平成元年に解体されている。土蔵造りの建物で、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰部は海鼠壁とする。壁は、切石積基礎の上に設けられている。

1階南側は、現在窓が2カ所あるが、当初は窓は1カ所で、その横に1間程度の間口の入口が設けられていたことが古写真からわかる。1階東壁は、南寄りと北端に入口が、中程に窓が設けられている。2階は南壁に1カ所、東壁に2カ所に窓がそれぞれ設けられている。古写真から、東壁の北側の窓を除き、建築当初のものと推定される。

内部は、1階は南半が店舗部分、北側が厨房等となっているが、当初の間取りは不明である。2階は2畳の踏込のある8畳間で、北側に床の間を配する。

本物件は、古写真から「加嶋屋呉服店」として建築されたと推定され、その後、「清水煙草卸売捌所」、戦後は「三菱殖産株式会社松本営業所」等の店舗として用いられたことが古地図から判明している。昭和47年から平成29年までは、「カレー店デリー」として用いられ、親しまれた建物である。

(5) 通常望見できる範囲

南面、東面は望見することができるが、北面、西面は建物が隣接しており、望見することができない。

(6) 松本市近代遺産への登録状況

平成29年6月27日登録（登録番号：29-35）

5 登録理由及び根拠

(1) 登録基準

1 歴史的景観に寄与しているもの

(2) 登録理由

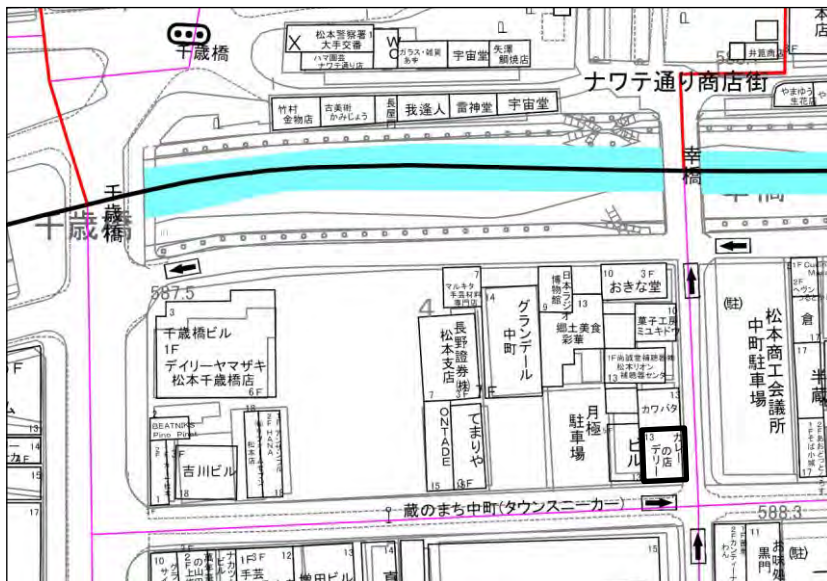
本物件は、中町通りと小路の交差点に位置し、2方向から望見することができ、また中町通りの土蔵造の建造物のなかでも、黒漆喰塗の特色ある建造物であることから、まちなみの歴史的景観の形成に寄与している。近年では45年間にわたりカレー店店舗として用いられ、市民にも特徴的な建造物として親しまれてきた建物である。

6 その他参考となる資料

『近代松本地図集成』

平成31年1月22日 『市民タイムス』記事（「中町 明治期の写真確認」）

平成28年度 松本近代遺産調査業務委託成果品



旧デリー（壺の蔵）
位置図



旧デリー（壺の蔵）
南東から



旧デリー（壺の蔵）
東から

○松本市文化財保護条例（抜粋）

（登録）

第6条 教育委員会は、指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの（法及び県条例の規定による指定を受けたものを除く。）を松本市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として台帳に登録することができる。

○松本市文化財保護条例施行規則（抜粋）

（登録基準及び登録書の交付）

第4条 条例第6条の規定による登録は、別表第3の登録基準によって行うものとする。

別表第3（第5条関係）

区分	種別	登録基準
松本市登録文化財	1 建造物	＜登録基準＞ 松本市近代遺産登録要綱（平成29年告示第82号）に基づき松本市近代遺産として登録された建造物のうち、次の各号のいずれかに該当するもの 1 歴史的景観に寄与しているもの 2 造形の規範となっているもの 3 再現することが容易でないもの

令和元年 9 月 1 7 日

松本市教育委員会 様

松本市文化財審議委員会
委員長 山本 雅道



松本市登録文化財の登録について（答申）

令和元年 9 月 1 7 日付け松本市教育委員会諮問第 3 号で諮問のあった、松本市登録文化財の登録について、審議の結果、下記のとおり登録することが適当な旨、答申します。

記

1 登録することが適当と認める物件

名称	区分	所在地
旧デリー（壺の蔵）	登録文化財（建造物）	松本市中央 2 丁目 476－6

報告第 1 号

令和元年松本市議会 9 月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会 9 月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

9 月 2 日（月）から 20 日（金）まで 19 日間

一般質問 9 月 9 日（月）から 11 日（水）まで 3 日間

教育民生委員会 9 月 12 日（木）

基幹博物館建設特別委員会 9 月 17 日（火）

3 議案等の審査結果について

(1) 教育民生委員会

ア 議案

(ア) 議案第 10 号 松本市立博物館条例の一部を改正する条例

(イ) 議案第 13 号 令和元年度松本市一般会計補正予算（第 3 号）

（基幹博物館建設事業関係を除く）

補正前の額	補正額	計
8,039,310 千円	442,480 千円	8,481,790 千円

【主な内容】

- ・一般管理費追加 305,000 千円
- ・学校支援事業費追加 5,270 千円
- ・学校施設整備事業費更正減 △8,500 千円
- ・補助金追加（町内公民館整備補助金） 22,360 千円
- ・地区公民館整備事業費追加（里山辺公民館整備事業） 39,430 千円
- ・旧開智学校校舎保存活用事業費 15,460 千円
- ・埋蔵文化財保護事業費追加 10,700 千円
- ・補助金追加（指定文化財改修補助金） 3,000 千円
- ・美術館管理運営費追加 12,540 千円
- ・債務負担行為

空調設備整備事業費（小学校、中学校）

工事請負費（小学校費、中学校費）

期間：令和元年度～2 年度、限度額：1,512,440 千円

実施設計委託料（里山辺公民館整備事業）

期間：令和元年度～2 年度、限度額： 18,580 千円

(ウ) 議案第 15 号 令和元年度松本市松本城特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の額	補正額	計
576,960 千円	113,990 千円	690,950 千円

- ・施設整備事業費追加 40,440 千円
- ・売店管理運営費追加 21,610 千円
- ・予備費追加 51,940 千円

(エ) 議案第23号 市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）

イ 委員からの主な意見等

- ・運動部活動改革プランの今年度実施内容について質疑があり、合同部活動のサッカー以外への拡大や、松本山雅カリキュラムの導入校を増やしていくほか、地域アスリート派遣の仕組みづくりなどを検討していくと答弁しました。
- ・スクールロイヤー事業について、保護者との面談などの際に、弁護士が同席するケースの有無について質疑があり、あくまでも学校側が弁護士に相談し、法的な観点から助言を受けるものであり、そうしたケースは想定していないと答弁しました。

ウ 集約結果

議案4件について、原案どおり可決すべきものと決しました。

エ 請願、陳情

(ア) 案件

請願第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

請願第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

陳情第10号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書

(イ) 集約結果

請願第4号、請願第5号、陳情第10号ともに全会一致で採択すべきものと決しました。

(2) 基幹博物館建設特別委員会

ア 議案

議案第13号 令和元年度松本市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会関係

- ・基幹博物館整備事業費追加 1,240千円
- ・債務負担行為

工事監理委託料

期間：令和元年度～4年度、限度額： 80,960千円

工事請負費

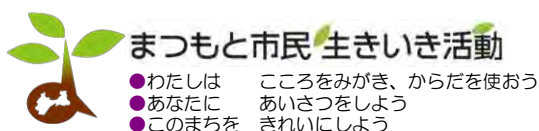
期間：令和元年度～4年度、限度額：6,571,480千円

イ 委員からの主な意見等

- ・キャッシュレス決済への対応について質疑があり、今後研究を進め、他の施設とも協議し、オープンまでには対応したいと答弁しました。
- ・設計概要の市民への周知について質疑があり、今回作成するパンフレットを使用し、地元住民をはじめ市民に説明をしていくと答弁しました。

ウ 集約結果

原案どおり可決すべきものと決しました。



担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33 - 3980

「学都松本」

報告第 2 号

第40回姫路市・松本市中学生交歓キャンプの実施結果について

1 趣旨

今年で40回目となる姫路市・松本市中学生交歓キャンプを、松本市を会場に実施しましたので、その概要について報告するものです。

2 概要

(1) 主催

姫路市、姫路市教育委員会、松本市、松本市教育委員会

(2) 目的

姉妹都市である姫路市と松本市の中学生が合宿生活を営むことによって、相互の親睦を図り、友情を深めながら交流の輪を広げ、心と心の触れ合いの大切さを知り、もって姉妹都市交流の促進を図るものです。

(3) 期日

令和元年7月30日（火）から8月2日（金）までの3泊4日

日程概略は裏面のとおり

(4) 主会場

松本市梓川「梓水苑」

(5) 参加者

両市から中学生（第3学年）70名及び指導者等33名 計103名

姫路市：35中学校から男子18名、女子17名、指導者等7名 計42名

松本市：20中学校から男子17名、女子18名、指導者等26名 計61名

3 成果等

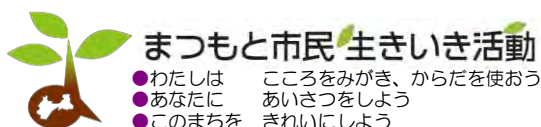
(1) 天候にも恵まれ、事故もなく予定どおりの日程で実施できました。3泊4日の短い期間でしたが、最終日の別れを惜しむ生徒たちの姿に表れていたとおり、深い友情の絆が築かれ、所期の目的を達成することができました。

(2) 交歓キャンプの成果について、参加生徒が各学校において報告会等を行う予定です。また、記念文集と記録写真集（DVD）を作成し、参加生徒及び関係者に配付します。

担当 学校教育課

課長 逸見 和行

電話 33-9846



第40回 姫路市・松本市中学生交歓キャンプ 実施日程概略

時間	1日目 7月30日(火)	2日目 7月31日(水)	3日目 8月1日(木)	4日目 8月2日(金)
6:00		起床・洗面	起床・洗面	起床・洗面
6:30		朝の集い	朝の集い	朝の集い
7:00		朝食	朝食	朝食
7:30				
7:40		グループ交流	グループ交流	清掃
8:00				荷物整理
8:15		荷物整理		
8:30		バス出発	バス出発	閉会式
9:00				姫路市出発
9:15			松本城着	
9:30			松本城ほか市内散策	解団式
9:40		上高地着	15:00まで	
9:50		14:30まで上高地散策		
10:00				解散
10:50	職員集合			
11:00				
11:30				
11:40	生徒集合			
12:00	入所式		昼食(中央体育館)	
12:30	入室・昼食			
13:00				
13:45	開会式・出迎え準備			
14:00			表敬訪問	
			※本庁舎1階	
14:30		バス出発(上高地発)	※代表生徒のみ	
15:00			バス出発(大手門駐車場)	
15:30	姫路市到着出迎え		梓水苑着	
16:00	開会式	梓水苑着・マスつかみ大会		
16:30		夕食・飯盒炊さん		
17:00	オリエンテーション		夕食	
17:50	夕食			
18:00			キャンプファイヤー	
18:30	入浴	片付け・清掃	(雨天時は屋内)	
19:00				
19:30	夕べの集い(両市紹介)	入浴		
20:00				
20:30		夕べの集い		
21:00			入浴	
22:00	就寝	就寝	就寝	

第40回 姫路市・松本市中学生交歓キャンプ（令和元年7月30日～8月2日）



1日目 開会式 両市パンフレット交換の場面



2日目 上高地散策 明神池にて



3日目 キャンプファイヤーでの松本ぼんぼん



4日目 両市生徒のお別れ

報告第 3 号

子ども参観日の実施結果について

1 趣旨

子ども参観日の実施結果について報告するものです。

2 松本市役所の実施結果

(1) 日時

令和元年8月7日（水）8時30分～12時

(2) 参加者（9名）

課 名	人 数	学 年
広報国際交流課	1名	小学校1年生
健康づくり課	1名	小学校3年生
福祉計画課	2名	小学校5年生、小学3年生
学校教育課	1名	小学校5年生
博物館	1名	小学校4年生
美術館	1名	小学校1年生
中央図書館	2名	小学校3年生

(3) 実施内容

8：30～ 9：30 職場見学

9：30～10：00 庁舎見学（本庁舎、東庁舎、議場、市長応接）

10：10～11：00 博物館見学

11：30～12：00 教育長との懇談

(4) 参加者の感想

・子どもたち

ア 市役所で働いている人は、ぼくたちを支えてくれる仕事みたいで、いろいろなところに電話をかけていて、すごく大変そうだったけど、すごくいい仕事だなと思った。

イ 図書館の仕事は想像していたより本を棚に並べたりするのがむずかしかった。

ウ お父さんの職場で新聞のスクラップを作ったのが楽しかった。

エ 教育長先生が自分の小学校のことを知っていてくれて嬉しかった。

オ 庁舎見学で議場や市長室に初めて入ったのが印象に残った。

カ 庁舎見学で説明してくれた人が市役所の仕事をわかり易く説明してくれた。

キ 博物館は前に行ったことがあったけど、裏側まで見せてくれて楽しかった。

ク 議会について説明してくれたけど、そもそも議会が何なのかわからなかった。

・保護者

ア 普段から私や父親がどのような仕事をしているのか、話をすることはありますが、市役所全体の仕事を知るよい機会だったと思います。

イ 子ども用のリーフレットを用いて市役所の仕事について教えていただいたようだったので、自宅でもリーフレットを一緒に見ながら、市役所の仕事について、普段とは違う会話ができました。

ウ 何が楽しかったか聞くと、職場の話をしてくれたのでよかったです。何度か職場に来たことはありますが、仕事をしているところを見るのは初めてでしたので、何か感じとってくれたのと思いました。

エ 博物館を見学したことにより、博物館に興味を持ち、他の博物館にも行ってみたいと言っていました。良い機会だったと思いました。

(5) 子ども参観日の様子



親の職場を見学



教育長との記念撮影

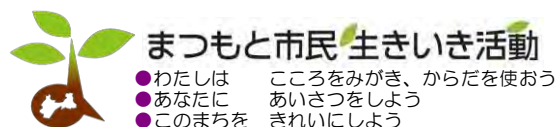
3 今後の予定等

- (1) 普段見る機会のない親の職場を参観し、親とふれあう良い機会となりました。
- (2) 市役所の仕事を理解してもらい、自分の将来について、考えてもらう良い機会になりました。
- (3) 「子ども参観日」は次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の具体的メニューとして例示されており、職員課と協議して継続して実施していきます。

4 新聞記事

別紙のとおり

担当	生涯学習課
課長	栗田 正和
電話	32-1132



「親は市職員」仕事見学

小学生が市役所などで

松本市は7日、市職員の子供が親の働く姿に触れる「子ども参観日」を開いた。小学1年生から5年生までの8組9人が、市役所や美術館、図書館など親の職場を見学して、働くことについて理解を深めた。

市役所東庁舎2階の健康づくり課では、保健師の小林明日香さん(36)の長男・優吾君

(9) 島内小3年が特定健診の通知発送や受診勧奨、保健指導を手掛け、市民が健康で元気に暮らせるよう陰ながら支える役割を学んだ。小林君は「うちにいる姿とちよつと

違う。頑張っていると「思う」と話していた。参加児童が親の職場に1時間ほど滞在した後、皆で集まって学芸員らの案内で博物館の裏側までを見学し、赤羽郁夫教育長と懇談した。子ども参観日は、子供たちに働く意義や将来について考えてもらう狙いがある。

(瀬川智子)



市職員の親が仕事する姿を見る小学生

報告第 4 号

松本市文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正について

1 趣旨

市登録文化財制度の新設に伴い、松本市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正しましたので、その内容について報告するものです。

2 改正の目的

登録文化財の管理及び保存のために行う事業に要する経費に対し、財政的な支援をするものです。

3 改正の内容

(1) 補助対象物件

ア 松本市登録文化財

イ 国登録有形文化財（松本市近代遺産に認定されている建造物に限る）

(2) 補助対象事業

上記(1)の管理及び保存のために行う事業

ア 修理事業

対象物件の保存のために行う修理

イ 管理事業

対象物件の保存のために行う耐震対策事業

(3) 補助金額

補助対象経費の10分の5以内（その額が300万円を超えるときは300万円）

4 施行期日

令和元年9月24日

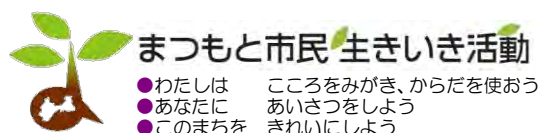
5 添付資料

新旧対照表 別添のとおり

担当 文化財課

課長 大竹 永明

電話 34-3292



松本市文化財保護事業補助金交付要綱(昭和57年告示第130号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市文化財保護事業補助金交付要綱 昭和57年7月28日 告示第130号 改正 昭和63年10月1日告示第203号 平成8年6月18日告示第211号 平成15年3月31日告示第131号 平成16年7月1日告示第241号 平成25年3月29日告示第150号 平成26年3月31日告示第86号 平成31年4月1日告示第30号 （目的） 第1条 この要綱は、文化財の所有者(権限に基づく占有者を含む。)、保持者及び保存団体(指定文化財等を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。)等が行う文化財保護のための事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。	○松本市文化財保護事業補助金交付要綱 昭和57年7月28日 告示第130号 改正 昭和63年10月1日告示第203号 平成8年6月18日告示第211号 平成15年3月31日告示第131号 平成16年7月1日告示第241号 平成25年3月29日告示第150号 平成26年3月31日告示第86号 平成31年4月1日告示第30号 <u>令和元年9月24日告示第106号</u> （目的） 第1条 この要綱は、文化財の所有者(権限に基づく占有者を含む。)、保持者及び保存団体(指定文化財等を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。)等が行う文化財保護のための事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象事業	補助対象経費	補助額
1 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定による国の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の6以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
2 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)の規定による県の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
3 松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号)の規定による指定文化財・選定保存技術の管理及び保護のために行う事業	(1) 修理事業 指定文化財の保存のために行う修理及び環境整備事業に要する経費のうち、市長が認めた経費 (2) 管理事業 指定文化財の保護	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超える

(対象事業、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象事業	補助対象経費	補助額
1 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下、「法」という。)の規定による国の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の6以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
2 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)の規定による県の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
3 松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号。以下、「条例」という。)の規定による指定文化財・選定保存技術の管理及び保護のために行う事業	(1) 修理事業 指定文化財の保存のために行う修理及び環境整備事業に要する経費のうち、市長が認めた経費 (2) 管理事業	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が

	のために行う防災上の工事及び修理に要する経費のうち、市長が認めた経費	ときは1,000万円とする。	業		指定文化財の保護のために行う防災上の工事及び修理に要する経費のうち、市長が認めた経費	1,000万円を超えるときは1,000万円とする。
	(3) 伝承事業 指定文化財の伝承者の養成及び公開のために必要な事業に要する経費	市長が別に定める額			(3) 伝承事業 指定文化財の伝承者の養成及び公開のために必要な事業に要する経費	市長が別に定める額
	(4) 保存事業 選定保存技術の伝承者の養成及び技術の練磨のために必要な事業に要する経費				(4) 保存事業 選定保存技術の伝承者の養成及び技術の練磨のために必要な事業に要する経費	
	(5) 松本城下町の舞台の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が700万円を超えるときは700万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円と			(5) 松本城下町の舞台の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が700万円を超えるときは700万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超える
	(6) 戸田家廟園、水野家廟所、御殿山小笠原家廟所及び広沢寺小笠原家墓所の保存の				(6) 戸田家廟園、水野家廟所、御殿山小笠原家廟所及び広沢寺小	

	ために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	する。
4 文化財に関係のある地区史又は旧村史等の発行の事業	当該事業に要する経費で調査費及び印刷費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の3以内の額とし、その額が80万円を超えるときは、80万円とする。
5 国、県若しくは市が指定した文化財又は市が認定したまつもと文化遺産に対し、保存、活用及び教育普及を目的として活動する団体が行う事業で、地域づくりに資する事業として市長が認めたもの	当該事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分以内（委託に係る経費は、10分の5以内）の額とし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。ただし、史跡等の管理に係る原材料費、消耗品及び燃料費については、5万円の範囲内で実費相当額を加算することができる。

	笠原家墓所の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	ときは1,000万円とする。
4 法の規定による登録有形文化財（松本市近代遺産登録要綱（平成29年告示第82号）の規定により松本市近代遺産として登録された建造物に限る。）の管理及び保存のために行う事業	(1) 修理事業 登録有形文化財の保存のために行う修理に要する経費のうち、市長が認めた経費 (2) 管理事業 登録有形文化財の保存のために行う耐震対策工事に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が300万円を超えるときは300万円とする。
5 条例の規定による登録文化財の管理及び保存のために行う事業	(1) 修理事業 登録文化財の保存のために行う修理に要する経費のうち、市長が認めた経費 (2) 管理事業 登録文化財の保存のために行う耐震対	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が300万円を超えるときは300万円とする。

		<u>策工事に要する経費のうち、市長が認めた経費</u>	
	6 文化財に関係のある地区史又は旧村史等の発行の事業	当該事業に要する経費で調査費及び印刷費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の3以内の額とし、その額が80万円を超えるときは、80万円とする。
	7 国、県若しくは市が指定した文化財又は市が認定したまつもと文化遺産に対し、保存、活用及び教育普及を目的として活動する団体が行う事業で、地域づくりに資する事業として市長が認めたもの	当該事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の8以内（委託に係る経費は、10分の5以内）の額とし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。ただし、史跡等の管理に係る原材料費、消耗品及び燃料費については、5万円の範囲内で実費相当額を加算することができる。
(交付申請)	(交付申請)		
第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市文化財保護事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。	第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市文化財保護事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。		

- (1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- (2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- (3) 事業に係る収支予算書(様式第2号)
- (4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費に関する会議録、定款又は規約等に定める手続を経たことを証する書類

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市文化財保護事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の実施経過及び成果を示す写真
- (2) 事業に係る収支精算書(様式第4号)

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年10月1日告示第203号)

この告示は、告示の日から施行し、告示の日以前に発行の事業を実施中のものから適用する。

- (1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- (2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- (3) 事業に係る収支予算書(様式第2号)
- (4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費に関する会議録、定款又は規約等に定める手続を経たことを証する書類

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市文化財保護事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の実施経過及び成果を示す写真
- (2) 事業に係る収支精算書(様式第4号)

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年10月1日告示第203号)

この告示は、告示の日から施行し、告示の日以前に発行の事業を実施中のものから適用する。

附 則(平成8年6月18日告示第211号)

この告示は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第131号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日告示第241号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第150号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年4月1日告示第30号)

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

様式第1号(第3条関係)

(略)

様式第2号(第3条関係)

附 則(平成8年6月18日告示第211号)

この告示は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第131号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日告示第241号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第150号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年4月1日告示第30号)

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年9月24日告示第106号)

この告示は、令和元年9月24日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

様式第1号(第3条関係)

(略)

様式第2号(第3条関係)

(略)
様式第 3 号(第 4 条関係)
(略)
様式第 4 号(第 4 条関係)
(略)

(略)
様式第 3 号(第 4 条関係)
(略)
様式第 4 号(第 4 条関係)
(略)

報告第 5 号

旧開智学校校舎国宝指定記念式典の開催について

1 趣旨

令和元年5月17日に国宝指定の答申があった旧開智学校校舎の国宝指定記念式典を開催するものです。なお、記念式典の開催は、正式決定となる官報告示後に行うことが一般的ですが、告示前の実施について、文化庁から了承を得られたため開催するものです。

2 経過

S 3 6． 3． 2 3 国の重要文化財に指定

H 3 1． 4． 1 9 文部科学大臣が、旧開智学校校舎を国宝に指定することについて、文化審議会文化財分科会(以下「分科会」という。)に諮問

R 元． 5． 1 7 分科会の審議・議決を経て文化審議会が、旧開智学校校舎を国宝（建造物）に指定するよう文部科学大臣に答申

※ 今後、官報告示をもって正式に国宝に指定

3 記念式典の概要

(1) 日時 令和元年10月5日（土）

(2) 会場 開智小学校体育館 等

(3) 内容

ア 行進

(ｱ) 参加者 開智小学校児童約100名、公募による市民約100名 合計約200名

(ｲ) 行 程 旧開智学校跡（松本市中央）から開智小学校校庭まで

イ 記念式典

(ｱ) 参加者 来賓約120名、開智小学校全校児童約600名 合計約720名

(ｲ) 次 第 式辞、議長挨拶、来賓祝辞、式典参加者による開智小学校校歌合唱、くす玉割り

ウ 記念品

区 分	内 容
来賓	就学標復元メダル、パンフレット、みそパン、紙袋
行進参加者	パンフレット、みそパン、紙袋
来館者	みそパン

4 その他

- (1) 式典当日は、旧開智学校校舎を無料開館とします。
- (2) 来館者へのみそパン配付は、正午から行います。
- (3) 来賓記念品の就学標復元メダルは、旧開智学校校舎売店において143個限定で販売します。(販売予定価格 2,200円)

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

教 育 委 員 会 資 料
元 . 9 . 2 6
生涯学習課・中央公民館 松 本 城 管 理 事 務 所

周知事項 1

第60回松本市芸術文化祭及び第63回お城まっりの開催について

1 趣旨

第62回まつもと市民祭の一環として、「第60回松本市芸術文化祭」及び「第63回お城まつり」を開催することについて周知するものです。

2 主催

松本市、松本市教育委員会

(なお、松本市芸術文化祭は、実行委員会が主管)

3 概要

(1) 第60回松本市芸術文化祭 26事業

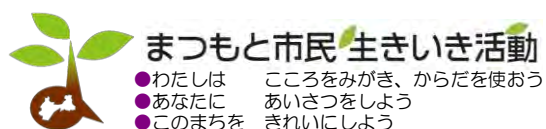
令和元年10月5日から令和2年3月29日まで

(2) 第63回お城まつり 11事業

令和元年10月12日から11月8日まで

事業内容については、裏面のとおり

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	栗田 正和
電話	32-1132
担当	松本城管理事務所
所長	手島 学
電話	32-2902



第 60 回松本市芸術文化祭

□Mウイング

10/6 中信三曲協会
10/20 松本吟詠剣詩舞道連盟
10/26 松本マジッククラブ
12/8 スタジオPOP

□イオン南松本店

10/11～15 松本市内小中学生造形展

□まつもと市民芸術館

10/5～6 まつもと演劇祭実行委員会
10/14 静バレエ・アート
10/20 松本市地域社交ダンス友の会
11/30～12/1 松本日本舞踊連盟
12/21 松本シティコール
1/12 白鳥バレエ学園松本教室
3/28～29 長野県「語りおはなし朗読の会」連盟

□あがたの森文化会館

10/25～27 水石展

□音楽文化ホール

10/6 中信大正琴連合会
10/20 中信地区民踊舞踊連盟
10/26 ニューミュージック
11/3 中信合唱連盟

□美術館

10/5～6 地区書道展
10/18～20 学生美術展
10/23～27 中信地区高等学校書道展
11/13～17 市民書道展・市民写真展
市民絵画展・市民文芸展
11/21～24 美術工芸展

□今井公民館

1/25 ダンスキッズレザンまつもと

■問い合わせ 生涯学習課・中央公民館
TEL32-1132 FAX37-1153

第 63 回お城まつり

□本丸庭園

10/12～11/4 人形飾り物展
「開智学校の前身崇教館建設」
～戸田光行公 生誕 250 年～
10/14 五流派による合同茶会
10/20 火縄銃による古式砲術演武
10/25～11/8 菊花展
11/3 少年少女剣道なぎなた大会、吟
詠剣詩舞、少年少女武者行列、
古城太鼓演奏、裏千家淡交会協
賛による秋の茶会、二十六夜神
例大祭
※11/3 松本城本丸庭園無料開放
(ただし、天守に登る方は有料)

□ 松本市弓道場

11/3 奉射弓道大会

■問い合わせ 松本城管理事務所
TEL32-2902 FAX32-2904

教育委員会資料
元. 9. 26
中央図書館

周知事項 2

第25回 図書館まっりの開催について

1 趣旨

読書週間（10月27日（日）～11月9日（土））に向けて図書館利用の促進及び読書活動の普及を図ることを目的として、標記事業を開催することについて周知するものです。

2 開催概要

(1) 日時 令和元年10月26日（土） 9時30分から17時まで

(2) 場所 中央図書館

(3) 内容

ア おはなし会「もう中学生に図書館で絵本を読んでもらおう会」

環境政策課で作成した食品ロス削減啓発用絵本『もったいないぞう のこさんぞう』の読み聞かせ

(ア) 時間 11時～12時

(イ) 話者 もう中学生氏（お笑い芸人、絵本作画者）

(ウ) 共催 環境政策課

イ ワークショップ「もう中学生のわくわくワークショップ」

ペープサート（紙と割り箸で作る簡単な紙工作）作りを実施

(ア) 時間 13時30分～14時30分

(イ) 講師 もう中学生氏

(ウ) 共催 環境政策課

ウ 信州大学出前講座「風車を作って環境問題を学ぼう」

(ア) 時間 15時～17時

(イ) 講師 中村正行氏（信州大学工学系教授）

エ 書庫見学会

図書館職員の案内で、普段は利用者に公開していない閉架書庫を見学

オ 宝さがし

図書館児童室の書架から、参加者に本を探し出してもらうもの

カ 記念日新聞

図書館で契約している「信濃毎日新聞データベース」を利用し、希望者の指定する日付の新聞（朝刊または夕刊1面）を印刷して提供

キ マルチメディアデイジー体験

音声・画像・文字による複合デジタル図書マルチメディアデイジーの体験会

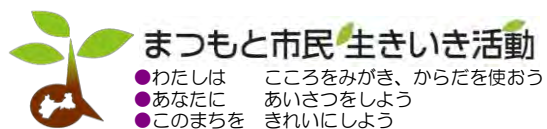
ク 図書館除籍本の配布

- (ア) 時間 9時30分～なくなり次第終了
- (イ) 場所 1階ロビー
- (ウ) 期間 読書週間最終日の11月9日(土)まで毎日
- (エ) 冊数 期間中合計約2,500冊を予定

3 周知方法

- (1) 広報まつもと10月号へ掲載
- (2) 松本市図書館ホームページへ掲載
- (3) 館内及び市内施設においてチラシ配布
- (4) 報道機関へ周知

担当	中央図書館
館長	瀧澤 裕子
電話	32-0099



「学都松本へ」

第 25 回 図書館まつり

読書の秋です！ 読書週間にむけて、本に関するイベントを開催します。
この機会にぜひ図書館へおこしてください。

日時 令和元年10月26日[土] 9:30-17:00

場所 松本市中央図書館

※ご来館には公共交通機関をご利用ください。

◆JR松本駅から徒歩20分

◆路線バス（アルピコ交通）

北市内線・岡田線「城山公園口」から徒歩2分

◆松本周遊バス(タウンズニーカー)

北コース「旧開智学校」から徒歩1分

内容



■食品ロス削減絵本『もったいないぞうのこさんぞう』関連イベント
もう中学生さん(お笑い芸人・絵本作画者)と一緒に、
絵本をとおして食品ロス削減について考えましょう。

●もう中学生に図書館で絵本を読んでもらおう会

[時間] 11:00-12:00 [定員] 80人

●もう中学生のわくわくワークショップ

[時間] 13:30-14:30 [定員] 30人(小学生以上)

要申込

■信州大学出前講座「風車を作って環境問題を学ぼう」
工作をしながら風のエネルギーを体験してみよう。
[講師] 中村正行先生(信州大学教授)
[時間] 15:00-17:00 [定員] 50人(小学生以上)

要申込

■書庫見学ツアー

普段は入ることができない図書館の裏側を見てみませんか。

●子ども 10:00-/14:30-

●大人 11:00-/13:30-

各回約20分

■マルチメディアデイジー体験

だれでも楽しめるデジタル図書、マルチメディアデイジーの体験会です。

■あなたの記念日新聞

新聞からあなたの記念日の出来事を調べてみませんか。(印刷代 1枚10円)

■宝さがし

ヒントをたよりに本棚から本を探し出そう！



■除籍本配布

図書館で使わなくなった本をお配りします。

[期間] 10月26日(土)~11月9日(土)

9:30-なくなり次第終了(期間中は毎日追加)

■松本山雅FC特製しおり配布

図書を借りた方に、特製しおりをプレゼントします。

[期間] 読書週間期間中 ※1人1枚、なくなり次第終了

2019/10/27-11/9

第73回 読書週間
おかえり、
葉の場所です。
お待ちしています。



絵本用発行啓削ス口品食

第25回 図書館まつり

よき 読み聞かせ & ワークショップ

記念撮影
あり



もう中学生さん
(お笑い芸人／絵本作画者)

期 日 ▶ 令和元年10月26日(土)

場 所 ▶ 松本市中央図書館 3階 第1視聴覚室
※駐車場が混雑します。公共交通機関をご利用ください。

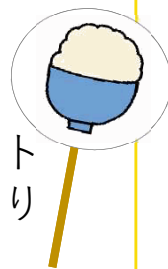
申 込 ▶ 10月8日(火)から松本市中央図書館へ

もう中学生に
図書館で
絵本を読んでもらおう会

- 午前11時～正午
- 定員80人 [どなたでも]
- 無料
- 絵本『もったいないぞうのこさんぞう』を読んでもいただきます

★ もう中学生の ★
わくわくワークショップ

- 午後1時30分～2時30分
- 定員30人 [小学生以上]
- 無料
- もう中学生さんのイラストを使ってペープサート作り(紙工作)を行います



松本市中央図書館

〒390-0861 松本市蟻ヶ崎2-4-40 電話0263-32-0099 FAX0263-37-1148

周知事項 3

松本市立博物館分館の企画展の開催について

1 趣旨

松本市立博物館分館で、下記のとおり企画展を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 考古博物館 秋季企画展「考古学から探る奈良・平安時代の松本平」

ア 内容 奈良・平安時代の松本平では都から官道「東山道」が通じ、平安時代には国府がおかれていました。都などとの交流や流通により、松本平は栄え、活発な開発が行われました。発掘調査からわかってきた当時の松本平について紹介します。

イ 会期 令和元年10月5日(土)から12月1日(日)まで
(毎週月曜日休館 月曜が祝日の場合は翌日休館)

ウ 会場 松本市立考古博物館2階 第2展示室

エ 観覧料 大人200円 中学生以下は無料(通常観覧料)

オ 展示資料 三間沢川左岸遺跡出土遺物(帯飾り、灰釉陶器など)、下神遺跡出土遺物(奈良三彩小壺など)、平瀬遺跡(銅製三尊佛像、石製埴仏(せんぶつ)型など)ほか奈良・平安時代の遺物60点

(2) 松本民芸館 丸山太郎生誕110年記念企画展

「丸山太郎の藁の一生 誇らずじみで美しく」

ア 内容 雑誌『信濃路』掲載の丸山太郎著「藁の一生」を中心に、様々に姿を変えて人の生活に寄り添い、奉仕する藁の姿に尊い生き方を感じた太郎の思いを展示しています。

イ 会期 令和元年12月8日(日)まで 【現在開催中】
(毎週月曜日休館 月曜が祝日の場合は翌日休館)

ウ 会場 松本民芸館

エ 観覧料 大人300円 中学生以下は無料(通常観覧料)
(10月1日からは、大人310円)

オ 展示資料 ばんどり、はばき、蓑など藁で編まれた日常品や、稲作に関連する資料などおよそ120点

担当 博物館
館長 木下 守
電話 32-0133



学都松本へ

松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。

松本の今にふれ、未来を思う。

——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」